

菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和 7 年 3 月 1 0 日（月）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

令和6年度第12回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和7年3月10日（月）午後1時30分から午後3時00分

開催場所 菊陽町役場 防災センター2階 応援活動拠点室①②

議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議 事

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 事業計画変更について
- (4) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に係る意見決定について
- (5) 議案第5号 中間管理事業の推進に係る法律第18条第1項に係る意見決定について

2 農業委員

(1) 出席委員（9人）

1 番 上村 貴彦	2 番 矢野 圭介	3 番 吉岡 武彦
4 番 相馬 和幸	5 番 尾方 孝司	6 番 古田 圭輔
7 番 山田 裕子	8 番 大竹 美鈴	9 番 田村 昭敏

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員（9人）

1 番 鍋島 信男	2 番 緒方 賢悟	3 番 梅原 眞一
4 番 西本 穂積	5 番 鎌田 博昭	6 番 秋吉 祐治
7 番 中村 正徳	8 番 鳥栖 裕二	9 番 高田 和幸

4 農業委員会事務局職員

事務局職員 山川 和徳
事務局職員 村上 学
事務局職員 吉山 友衣
事務局職員 塩貝 執

令和6年度第12回菊陽町農業委員会会議録
議事の経過

-----○-----

■事務局 それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。
会議を行う前に、携帯電話については、電源を切るかマナーモードにしてください
いただきますようお願いします。
本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名、推進委員総数9名中9名
出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会
議が成立しておりますことをご報告します。
それでは、会長に挨拶をお願いします。

◎会 長 <あいさつ>
本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく
農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。
委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

■事務局 ありがとうございます。

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長とな
り、議事の進行を行うことになっております。
それでは、会長よろしくをお願いします。

◎議 長 それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定
に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事
録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいで
しょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。
議事録署名人に6番 古田委員、7番 山田委員をお願いします。

本日の会議書記に事務局の吉山主査を指名します。
以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」
を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。
不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止し、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなっているところであります。
それでは、議案書の2ページをご覧ください。
議案第1号 番号1を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：久保田字上原3 1 3 5番 外6筆

地目：田・畑

面積：計17, 319㎡

申請理由については、売買による所有権移転であります。

この議案につきましては、令和7年1月10日及び2月10日に審議を行ったのですが、営農計画をはじめ内容に不十分な点があったため、申請者に対して追加書類の提出を行うよう依頼したことになります。

この度、依頼しておりました農地取得後の農地取扱に係る誓約書が提出されましたので、読み上げを行いたいと思います。

―誓約書読み上げ―

以上です。

◎議長

議案説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。
ありませんか？

◆3番委員

この件に関して、現在の耕作者はご存じなのか。

■事務局

確認の上、後ほど報告します。

◎議長

他にありませんか？
無いようですので、採決を行います。

議案第1号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(賛成多数) 賛成多数です。

よって議案第1号番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意

見決定とします。

次に、議案第 1 号番号 2 を議題とします。事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案書の 2 ページをご覧ください。

議案第 1 号 番号 2 を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：久保田字中岡 8 9 2 番 2

地目：畑

面積：計 1, 3 1 9 m²

申請理由については、売買による所有権移転であります。

この議案につきましては、令和 7 年 3 月 3 日（月）に現地調査を実施しています。

詳細につきましては、スクリーンをご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容を農地法第 3 条の検討事項に基づいて検討した結果を説明します。

全部効率要件については、譲受人は認定農業者である法人の役員（会長）で、取得後は同法人に農地を貸しつけて農地の管理を行っていく計画です。同法人は認定農業者であり、農地の適切な管理に必要な農業用機械の確保もされていることから、農地の権利取得後も効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、飼料作物を作付けする予定で、取得後年間 1 5 0 日以上 の農業従事が見込まれます。

次に当該農地の異動が町の地域計画と合致しているかについてですが、本日現在で町の地域計画は未策定であり、合致如何による不許可処分にあたらないものと解されます。

最後に地域との調和要件ですが、権利取得後は農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で議案朗読及び説明を終わります。

◎議 長 ここで、地元委員からの補足説明及び意見ををお願いします。

◆ 3 番推進委員 議案第 1 号の番号 2 について 3 番推進委員が報告します。
申請者は馬や牛などを中心に畜産業を営む法人の役員で、同法人は認定農業者です。同法人は地元の農業者にも自社製の良質なたい肥を安価で供給するなど、地域農業にも貢献されており、地元からの信頼度も高い法人で、農地の管理についても問題なく行うことができると考えられますので、よろしく審議方をお願いします。

◎議 長 ありがとうございました。

ただ今の説明について、委員の皆様方の質疑を求めます。

◆ 9 番委員 何を作付けされる予定でしょうか。

■事務局 樹木を抜いて、飼料作物を作付けされる予定です。

◎議 長 他にありませんか？
無いようですので、採決を行います。

議案第 1 号の番号 2 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

（全員挙手）全員賛成です。

無いようですので、採決を行います。

よって議案第 1 号番号 2 は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 農地法第 5 条は、権利移動が伴う転用でございます。
議案書 3 ページの議案第 2 号番号 1 について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：原水字上前通 5 1 8 2 番 4

地 目：畑

転用面積：4 2 5 m²

転用目的は、個人住宅の整備です。

◎議長

◆ 8 番推進委員

次に、一般基準について、検討を行いました。

当該農地は第一種農地であり、原則転用は不可ですが、例外規定である住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

議案第2号の番号1について8番推進委員が説明します。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

ないので、採決を行います。

議案第 2 号の番号 1 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第2号の番号1は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に議案第2号番号2を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案書3ページの議案第2号番号2について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：馬場楠字壱町畑 20番5

地 目：畑

転用面積：6.33㎡

転用目的は、トレーラーハウスの整備です。

この議案につきましても、現地調査を3月3日（月）に実施しております。
詳細につきましては、スクリーンをご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について農地区分は10ha以上の広がりがない生産性の低い農地で第二種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は第二種農地であり、今回は隣接地である山林618㎡が計画の主要地であり、一体的な事業となることから、当該農地の転用は避けられないため、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

◎議 長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆1番委員

議案第2号の番号2について1番委員が説明します。

申請者は■■■■に居住する個人で塗装業を営んでおり、今回のトレーラーハウスを自宅兼事務所として計画地に配置し、今後は住居として居住する予定です。面積も極めて小さく、営農の見込がない農地であると思われますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議 長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

◆8番委員

狭小だが、転用申請が必要なのか。

■事務局

はい。許可申請が必要です。

◎議 長

ほかにありませんか。ないようですので、採決を行います。
議案第2号の番号2の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。
よって、議案第2号の番号2は「許可相当とし、付すべき条件なし」として
意見決定とします。

次に議案第3号「事業計画変更について」を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案書4ページの議案第3号番号1について説明します。

本議案は既に農地転用許可が降りている事案について、内容の変更を申請されて
おり、そちらについての適切性を審査するものです。
この議案につきましても、現地調査を3月3日に実施しています。

詳細につきましては、モニターをご覧ください。

本農地は現在、■■■■■■■■が■■■■■や周辺関連企業の工事に当たる際の
作業員用駐車場として一時転用許可を受けているものですが、工事期間の
延長により駐車場の使用も延長する必要性が生じたため、完了年月日の変更が
必要となり、計画の変更を申請されています。

本申請により、完了予定日が1年延長され、令和8年2月1日の完了予定
となり、通算転用期間は3年となります。

また、既に当初の完了予定日を超過しての延長申請となっておりますので、
本日は申請者代理人が説明にお越しですので、後ほどご説明をいただきた
いと思います。
以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議 長

議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、現地調査された委員からの補足説明及び意見をお
願い
します。

◆4番委員

議案第3号の番号1について4番委員が説明します。
本申請地は既に農地転用許可をうけていますが、先ほど事務局から説明があっ
たとおり、工事期間の延長により計画変更を行うものです。現地調査時に事情
を聴いたところ、本年1月に■■■■■側から正式に■■■工場の工事を発注さ
れ、社内協議を経て延長申請に至ったとのこと。これまで用途外での使用
もなく、計画変更後も同様の使用となることを確認しておりますので、よろし
くご審議方お願いします。

◎議 長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？他にありませんか？

ないようですので、ここで説明者の入室を求めたいと思いますが、よろしい
でしょうか？

―了承―

―説明者 入室―

◎議 長 本日は定例会にご出席いただきありがとうございます。
それでは説明者様、今回、事業計画変更申請がなされる際に、申請が遅延し
た理由についての説明をお願いします。

―説明者 説明―

ありがとうございました。

ただ今の説明について、委員の皆様方の質疑を求めます。

◆ 9 番委員 近隣にも一時転用している箇所があるがその業者と話はされていないのか。
事務局から電話があったのなら、迅速に対応すべきだったと思う。

説明者 していません。申し訳ありません。契約がないと確定できず、2月になって
しまいました。

◆ 4 番委員 今回、代理で来られているが、申請者の出席は求められないか。

説明者 日程調整させていただければと思います。

◎議 長 他にありませんか？
無いようですので、説明者様におかれましては、ご多用の中ご対応いただき
ありがとうございました。ご退席の程よろしくをお願いします。

―説明者退席―

◎議 長 次回、申請者をお呼びして今回の経緯等の説明をいただくところでよろしい
でしょうか。
なにか意見はありませんか？
ないようですので、議案第3号の番号1は保留とします。

次に、議案第４号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条第１項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条第１項は、令和５年４月１日から適用された改正法で、令和７年３月３１日まで、従来の基盤強化法第１８条の規定を用い農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として定められています。

町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。

菊陽町長より令和７年２月２７日付けで、農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。

それでは、議案書のＰ５からＰ１５をご覧ください。

利用権設定が１９件、所有権移転が１件です。

計画要請の内容は、町内外の認定農業者またはそれに準じる者、認定新規就農者、利用権の再設定による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

◎議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第４号の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条第１項の規定による農用地利用集積計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

（全員賛成）全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第５号「農用地利用集積等促進計画に係る意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

菊陽町長より同じく、令和7年2月27日付けで、農用地利用集積等促進計画について意見決定を求められています。

議案書のP16からP20をご覧ください。

議案書のとおり転貸人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は9件です。

以上で説明を終わります。

◎議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第5号の農用地利用集積等促進計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

（全員賛成）全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

（午後3時00分終了）

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和7年3月10日

会長

議事録署名人

議事録署名人